

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（看護小規模多機能型居宅介護）

※ 事業所の名称や電話番号等に変更がある場合は、当該変更にかかわらず届出も併せてご届出ください。また、随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいこネットをご確認ください。

Table with columns for '変更があった事項' (Items to be changed), '提出書類' (Submitted documents), and various checkboxes for '法人に関する変更' (Changes related to the corporation), '事業所に関する変更' (Changes related to the facility), '加算' (Additional charges), and '短期利用除く' (Excluding short-term use). Rows include items like '変更届出書', '法人の登記事項証明書', '事業所一覧', etc.

*1) 変更届出に提出前に事前相談が必要です。なお、従前経緯（前・中期頃から北のへなど）の都合や、同一事業所併設で複数サービスを兼用しており一部のサービスのみを区内稼働する場合は、事業所併設が変更となります。変更日は新規指定と同様、前月末日となります。変更届のご届出は、変更日の前々月の10日までにお届けします。

*2) 運営規程の従業員の数について、「〇人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。また、人員変更については特別措置もあります。詳しくは、NAGOYAかいこネットをご覧ください。
*3) 借泊費を変更する場合は、積算のわかるものを別に添付いただくか、変更届出書（第4号様式）に積算根拠をご記入ください。
*4) 事前相談が必要です。本事業所は看護小規模多機能型居宅介護事業所に限ります。
*5) 過去に補助金を受けている場合は事前相談が必要です。休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。なお、休止届の休止期間は、最長6ヶ月です。

注 1) 代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。
注 2) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合や軽微な区画変更など、添付不要な場合もありますので、事前相談時にご確認ください。
注 3) 兼務関係の変更も届出が必要です。
注 4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
注 5) 看護職員の変更の場合に添付してください。
注 6) サービス提供体制強化加算に関する届出書の作成に当たっては、サービス提供体制強化加算計算書を必ず作成し、その内容を反映したものを提出してください。なお、当該計算書の様式については、NAGOYAかいこネットに掲載しておりますのでご活用ください。
注 7) 加算Ⅰを算定する場合は、登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出していること分かる書類の写しを添付してください。
注 8) 介護職員処遇改善加算等を算定していた事業所は、NAGOYAかいこネットの「介護職員処遇改善加算について（介護職員処遇改善実績報告について）」をご確認の上、実績報告書等を併せてご提出ください。
注 9) NAGOYAかいこネットの「業務管理体制について」をご覧ください。